

グローバル人材育成留学促進事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、広く世界で活躍できる人材を育成するため、山梨県教育委員会が主催するグローバル人材育成留学プログラム（以下「留学プログラム」という。）に参加する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる生徒（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- 1 県内に所在地を有する高等学校に本事業の実施期間中在籍している者
- 2 山梨県高校生留学促進事業費支援金の交付を受けていない者
- 3 別に定めた留学プログラムの募集要項の要件に該当する者

(補助対象経費及び補助金の限度額)

第3条 補助対象経費及び補助金の限度額は別表に掲げるとおりとする。

(交付申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに教育長に提出しなければならない。

- (1) 払込経費内訳書（別紙1）
- (2) グローバル人材育成留学促進事業費補助金交付資格決定通知の写し
- (3) 課税証明書（市町村民税所得割額が非課税である世帯の場合）

(交付決定)

第5条 教育長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第6条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、教育長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、教育長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに教育長に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる必要関係書類を添え、教育長に提出しなければならない。

- (1) 払込経費内訳書（別紙1）
- (2) 補助対象経費の支払額がわかる領収書等の写し
- (3) その他教育長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付方法)

第8条 教育長は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容（第6条に基づく変更の承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し補助対象者に通知する。

- 2 教育長は、必要があると認める場合には、予算の範囲内で、補助対象者に対し、概算払いにより交付することができる。
- 3 補助対象者は、精算払い及び概算払いを受けようとするときは、精算払い（概算払い）請求書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年7月28日から施行する。

平成28年3月31日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助金の 限度額	軽微な変更
留学プログラムに係る経費 (国際航空運賃、空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用、海外傷害保険料、宿泊費等)	10万円 ただし、市町村民税所得割額が非課税である世帯については予算の範囲内で1人につき30万円	補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

※ 留学期間前に生じる費用（パスポート取得費用、事前学習での交通費等）は対象外とする。